

平成 24 年度 事業計画書

[自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 3 月 31 日]

〔基本方針〕

我が国経済は、昨年 3 月に発生した東日本大震災の影響による落ち込みから一時回復の傾向が見られましたが、その後の欧州を中心とした金融不安による円高やタイの洪水の影響、長引くデフレ、そして海外経済の減速などによって足踏み状態となっております。最近になり、日本銀行による中長期的な物価安定の目途の設定や震災復興需要で景気の浮揚も期待されますが、先行きの不透明感は消えず、今後とも厳しい状況が続くものと予想されます。

このような中にあって、中小企業は地域経済を支え、雇用の維持・創出に重要な役割を果たしているため、個々の中小企業がこの状況を変革の機会ととらえ、経営を革新し、雇用機会を維持・拡大することにより、地域経済を活性化することが期待されています。

こうした個々の中小企業の活動を支え、地域社会の活性化を図ることが、商工会議所に求められている役割でありますので、県内各商工会議所においては、中小企業に対する支援や地域経済活動環境の充実に一層の力を注いでいるところです。

当連合会は、神奈川県の地域経済の発展に寄与する商工会議所活動が円滑に推進されるよう、商工会議所間及び関係団体との協力・連携の促進を図り、国・県・市町村の行政機関との連携のより一層の強化に努めるとともに、各種提言・要望活動を行い、他の中小企業支援団体との緊密な協調のもと、県内中小商工業の発展と社会福祉の増進に寄与することを目指してまいります。

なお、平成 18 年 6 月に公益法人制度改革関連三法が公布され、平成 20 年 12 月から施行されたことに伴い、現在当連合会は「特例民法法人」となっており、平成 25 年 11 月 30 日までに新法人に移行する必要があります。当連合会としては設立目的と現在実施している事業内容等から「一般社団法人」への移行を目指すこととし、期限内に円滑に移行できるよう必要な事務手続きを進めてまいります。

以上の観点から、神奈川県商工会議所連合会においては、本年度、以下に掲げる事業の展開を図ってまいります。

〔事業計画〕

1. 県内商工会議所及び日本商工会議所並びに関東商工会議所連合会等との協力・連携

商工会議所を取り巻く環境が様々に変化する中で、商工会議所間の協力・連携は不可欠であるとともに、日本商工会議所、関東商工会議所連合会等との協調・協力関係も極めて重要性を増しております。

従って、これら関係団体との情報交換・情報収集を積極的に行い、協力・連携を推進し、連合会の適切な運営を目指します。

2. 商工業の振興に関する事業

(1) 意見・要望活動

地域経済に関する行政施策や商工業に係る諸課題等について、県内商工会議所の意向を踏まえ、景気対策・税制・まちづくり及び商工会議所の財政基盤の充実等時宜に即した意見要望活動を、県当局や政党関係など関係方面に、多面的に行います。

また、沿線9都府県の経済団体で構成するリニア中央新幹線早期建設促進経済団体連合会の行う要請活動への参加や「首都圏中央連絡自動車道」の建設促進要請、「中小企業総決起大会」の開催などを関係機関・諸団体と連携して具体的な要望行動として行います。

(2) 地域振興の円滑な運営に向けた、次の各種事業の実施及び支援

ア 地域振興指導事業

県内商工会議所が行う地域商工業者の経営改善や地域振興を図るための事業が円滑に運営されるように、県補助金の要請を始め、県との緊密な連絡・調整等を行います。

また、神奈川県内の商工業の振興発展に特に貢献した優良産業人、及び地域商業の発展に特に寄与した優良小売店舗を県内商工会議所の推薦を受けて、神奈川県との共催により表彰します。

イ 青年部・女性部活動事業

青年部連合会及び女性会連合会の活動の推進を図るため、両連合会が行う講習会・研修会等を支援します。

ウ 専門相談事業

県内商工会議所が行う専門家を活用した相談・指導事業に必要な経費について支援し、円滑な推進を図ります。

エ 組織力向上事業

県内商工会議所の経営指導員を対象とした研修の実施と中小企業大学校や専門的研修への派遣等を支援することにより、地域商工業者に対する経営支援等に的確に対応できるよう、経営指導に携わる職員等の資質向上を図ります。

オ 一般講習会事業

地域中小企業者等を対象に、政令指定都市管内の商工会議所が単独で行う講習会及び各地域県政総合センター管内の商工会議所が他の商工会議所等と連携して開催する講習会を支援します。

カ 商工会議所活動 P R 事業

県内商工会議所活動への県民の理解を醸成し、商工会議所職員の資質向上にも資するフォーラム等を開催します。

(3) 地域連携の推進に向けた支援

中小企業が直面する課題の解決に資するため、個々の商工会議所が他の機関と連携して行う事業及び商工会議所が他の地域の商工団体等と広域的に連携して行う事業を支援します。

(4) 神奈川県推奨観光土産品の推薦

県内における新たな観光土産品の発掘・育成を目指し、優秀な観光土産品を審査会で選定し、全国推奨観光土産品に推薦することにより、観光土産品の振興を図ります。

3. 組織の運営に関する事業

(1) 総会の開催

定款の定めるところに従い開催し、連合会の基本的事項について審議します。

(2) 会頭会議及び常任役員会の開催

必要に応じ隨時開催し、重要事項を審議するとともに行政機関の長等との意見交換を図ります。

(3) 政策委員会の開催

連合会の政策を立案するため隨時開催し、連合会の円滑な事業推進を図ります。

また、必要に応じて、課題別小委員会を設け、防災連携など商工会議所の抱える課題解決に向けた取組みの検討を行うとともに情報交換の密度を高めます。

(4) 専務理事会議の開催

定例として毎月、その他必要に応じ臨時に開催し、当面する諸課題について相談協議及び県等との意見交換を行います。

(5) 事務局長会議等の開催

事務局長会議、中小企業相談部（所）長会議を定期的に開催します。また、事務担当者会議等をそれぞれ必要に応じ隨時開催します。

(6) 役職員研修の実施

県内商工会議所の役職員を対象として、商工会議所の円滑な運営、適切な事務執行に資するため、課題別・階層別研修会等を開催します。

(7) 神奈川県商工会議所女性会連合会への支援

神奈川県商工会議所女性会連合会の事務局として、商工会議所女性会と緊密に連携し、女性会連合会の一層の発展を支援します。

4. その他の事業

(1) 官公庁、関係団体との協調・連携

商工業の振興並びに労働福祉及び社会福祉等の諸課題について、行政等の関係機関及びそれらの関係団体と連携し、事業の推進・奨励を図るとともに情報の交換・収集に努めます。

(2) 新法人への移行に向け、必要な事務手続きを進めます。

(3) その他の事業

当連合会の目的達成に必要又は適切と考えられる事業を実施します。